

# 学校施設のバリアフリー化を 取り巻く状況等

# 目次

- 1 これまでのバリアフリー化推進の取組の経緯
- 2 学校施設におけるバリアフリー化の実態
- 3 バリアフリー化を取り巻く状況等
- 4 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究

# 1 これまでのバリアフリー化推進の取組の経緯



- 平成15年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）の改正において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられたほか、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）において、学校施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められた。
- 文部科学省では、有識者会議を設置し、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意点を「学校施設バリアフリー化推進指針」としてとりまとめた。



## 第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

### 1 学校施設のバリアフリー化等の視点

- ・ 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
- ・ 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
- ・ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
- ・ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
- ・ 災害時の応急避難場所となることを考慮

### 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

- ・ 関係者の参画と理解・合意の形成
- ・ バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
- ・ 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

## 第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

以下の3つに分類して提示

- ・ 安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

○「学校施設整備指針」は、小学校、中学校などの学校種別ごとに、**学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの。**

この指針では、

- ① **高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備**
- ② **健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保**
- ③ **地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備**

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。

○平成19年には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、**学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実。**



## 学校施設のバリアフリー化等に関する事例集（平成17年3月）



文部科学省委嘱調査研究  
 社団法人日本建築学会文教施設委員会・学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究委員会

「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月文部科学省大臣官房文教施設企画部)に基づき、学校施設のバリアフリー化に係る具体的な計画・設計手法等に関する事例を取りまとめ。

指針の記載内容と関連した事例を、留意事項ごとにそれぞれ写真も使って説明。



昇降口の段差をスロープにより解消した事例  
 (秋田県秋田市立 勝平小学校)

## 学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集（平成19年6月）



文部科学省大臣官房文教施設企画部・国立教育政策研究所文教施設研究センター

学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画を策定するなどして、学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を、実践事例集として取りまとめ。

体制づくりや段階的整備などのポイントについて説明。

整備項目	真原小学校			都和小学校			北川沖小学校			中村小学校		
	短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期
車いす利用者用駐車スペースの設置・改善	●	○		●	○		●	○		●	○	
玄関前の段差の解消	済			●	○		済			●	○	
自動車の取付け	●	○		●	○		●	○		●	○	

各学校施設の整備項目一覧  
 学校ごとに左1列に「●」・「済」で整備状況を、右3列に「○」で整備時期(短期・中期・長期)を記載。  
 (茨城県土浦市「土浦市ひとにやさしいまちづくり計画」抜粋)

# 近年のバリアフリー化に係る提言・報告書等

## ○「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

### 第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

#### (1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について

##### ○バリアフリー化

・災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要である。なお、バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効である。

## ○「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」

平成26年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

### 第2部 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

#### 1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

##### ②避難所として必要な機能の確保

(略) また、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の避難生活において特別な配慮が必要な方々のために専用のスペースを可能な限り確保するとともに、平常時より学校施設としての基本的な条件であるバリアフリー化や断熱化を進めておくことが重要である。 等

## ○「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

### 第2章 避難所機能の確保

#### (1) 備えるべき施設設備等

○ 避難所となる学校施設においては、雨漏り等の施設老朽化に伴う建物性能の喪失がないことのほか、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、学校施設として備えておくべき基本的な建物性能が確保されていることが重要である。

## ○近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について ～バリアフリー化の取組事例集～ 平成30年3月 文部科学省

避難所となる学校施設のバリアフリー化に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例で分かりやすく解説。





# 公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助

文部科学省では、各地方公共団体が公立学校施設のバリアフリー化を行う際の必要な経費の一部に国庫補助を行っている。

## バリアフリー化に関する補助事業

### 【学校施設環境改善交付金】

#### 大規模改造事業(障害児等対策)

##### 1. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

##### 2. 算定割合

1/3

##### 3. 工事内容

エレベータ、自動ドア、スロープ等を設置する工事等のバリアフリー化のための工事

上記の他、公立学校施設を新築、増築、改築するに伴いバリアフリー化する場合も合わせて補助対象としている。

新築・増築: 負担割合 1/2 改築: 算定割合 1/3

## 予算措置

### <公立学校施設整備費>

令和2年度当初予算額 695億円の内数

ほか、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)470億円の内数

令和元年度補正予算額 606億円の内数

令和元年度当初予算額 667億円の内数

ほか、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)941億円の内数

※バリアフリー化に関する事業も含め、公立学校施設整備費の中で措置



昇降口の段差解消のための  
スロープの設置



衛生的な多目的トイレの設置



円滑な移動のための  
エレベータの設置

## ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

※総務省資料より

### 対象事業

- ①又は②に該当する事業
  - ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業
    - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
    - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)
      - 例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
  - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
    - 例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

### 留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
  - ・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。
- ※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

### 【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備  
事業費：数十万円～数百万円(1台)

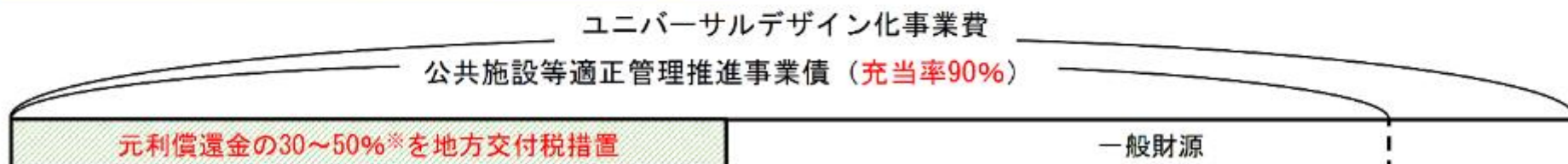


多目的トイレの整備  
事業費：400万円程度



出入口の段差解消  
事業費：30万円程度

### 充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

## ⑧ 緊急防災・減災事業

※総務省資料より

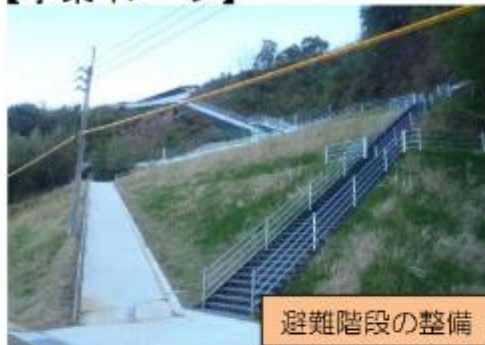
○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は、令和2年度まで）

### 対象事業

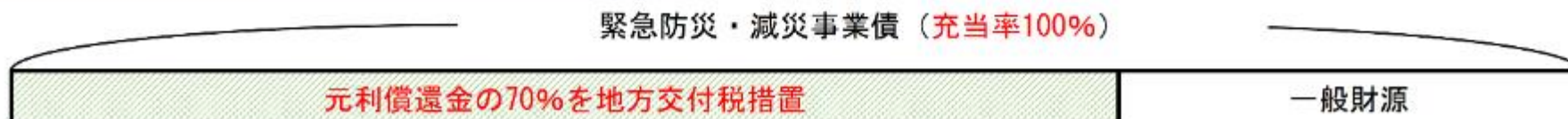
- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

### 【事業イメージ】



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置



## 国立大学施設

### 【国立大学法人施設整備費補助金】

### 【国立大学法人先端研究等施設整備費補助金】

### 【独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金】

#### 1. 対象

- 各国立大学法人（附属学校を含む）
- 各大学共同利用機関法人
- 各国立高等専門学校

#### 2. 補助率

定額 10 / 10

## 私立学校施設

### 【私立学校施設整備費補助金】

#### 1. 対象

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く）

#### 2. 補助率

小学校～高等学校等、専修学校（高等課程）	1 / 3 以内
高等専門学校～大学等、専修学校（専門課程）	1 / 2 以内

#### 3. 工事内容

「建築物移動等円滑化基準」を満たすために実施するエレベータ、自動ドア、スロープ等の設置等のバリアフリー化工事

## 2 学校施設におけるバリアフリー化の実態



# 公立学校におけるバリアフリー化の状況



避難所として指定され、要配慮者の利用が想定される学校のうち、スロープ等の設置により段差が解消された屋内運動場は**約 6 割**、校舎は**約 7 割**、多目的トイレが設置された屋内運動場は**約 4 割**、校舎は**約 7 割**。

要配慮者の利用が想定される屋内運動場や校舎におけるスロープ等による段差解消・多目的トイレの整備状況

		小中学校※ <sup>1</sup>			高等学校※ <sup>2</sup>			特別支援学校			計		
		要配慮者の利用が想定される学校数(校)	設置学校数(校)	割合(%)	要配慮者の利用が想定される学校数(校)	設置学校数(校)	割合(%)	要配慮者の利用が想定される学校数(校)	設置学校数(校)	割合(%)	要配慮者の利用が想定される学校数(校)	設置学校数(校)	割合※ <sup>3</sup> (%)
屋内運動場	スロープ等の設置による段差解消※ <sup>19</sup>	25,427	16,295	64.1	2,254	1,285	57.0	423	355	83.9	28,104	17,935	63.8 (61.9)
	多目的トイレを設置		9,348	36.8		886	39.3		257	60.8		10,491	37.3 (34.1)
校舎	スロープ等の設置による段差解消※ <sup>19</sup>	19,601	12,913	65.9	1,141	839	73.5	286	251	87.8	21,028	14,003	66.6 (64.6)
	多目的トイレを設置		12,502	63.8		945	82.8		264	92.3		13,711	65.2 (61.0)

※1：義務教育学校・中等教育学校(前期課程)を含む

※2：中等教育学校(後期課程)を含む

※3：( )内は、平成29年4月の数値

※19：外部から要配慮者が利用する主たる空間までのいずれかの経路について、スロープ等で段差を解消している学校を含む

## 【参考】

全国の公立学校施設のうち、**約 9 割**が避難所として指定。

※災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む

※ 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査

※ 平成31年4月1日現在

# 公立学校におけるバリアフリー化の状況（新築等）

近年新築等が行われた公立小中学校施設のうち、**約9割**にエレベーター、多目的トイレ、スロープが整備。

## 〈整備状況の推移について〉

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	過去10年 (H19～28) 平均	直近3年 (H26～28) 平均
全整備施設数(※1)	243	315	337	450	392	383	368	409	318	272	3,487	999
バリアフリー化 対応施設数(※2)	213	275	291	369	341	355	315	367	279	257	3,062	903
整備率	87.7%	87.3%	86.4%	82.0%	87.0%	92.7%	85.6%	89.7%	87.7%	94.5%	87.8%	90.4%

※1：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において、仮に学校が特別特定建築物であった場合、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる2,000㎡以上の新築・増築・改築事業を実施した学校施設数

※2：少なくともエレベーター、多目的トイレ、スロープの全てを整備した学校施設数

### 3 バリアフリー化を取り巻く状況等



- **障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）締結。**（平成26年1月）  
条約では、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の交友の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定。
- **障害者の差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）施行。**（平成26年4月）  
法律では、学校教育に関して、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が求められている。国や、都道府県、自治体等は、合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）を行うこととなっている。  
  
【基礎的環境整備の例】
  - ・ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
  - ・施設・設備の整備
  - ・専門性のある指導体制の確保
  - ・専門性のある教員、支援員等の人的配置
  - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
  - ・取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導
  - ・教材の確保
  - ・交流及び共同学習の推進
- **ユニバーサルデザイン2020行動計画決定。**（平成29年2月）  
東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための具体的な施策をとりまとめ。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正。**

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

## 法律の概要

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

#### 【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

※国土交通省資料を抜粋・加工

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正②



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日  
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 三 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日  
参議院国土交通委員会

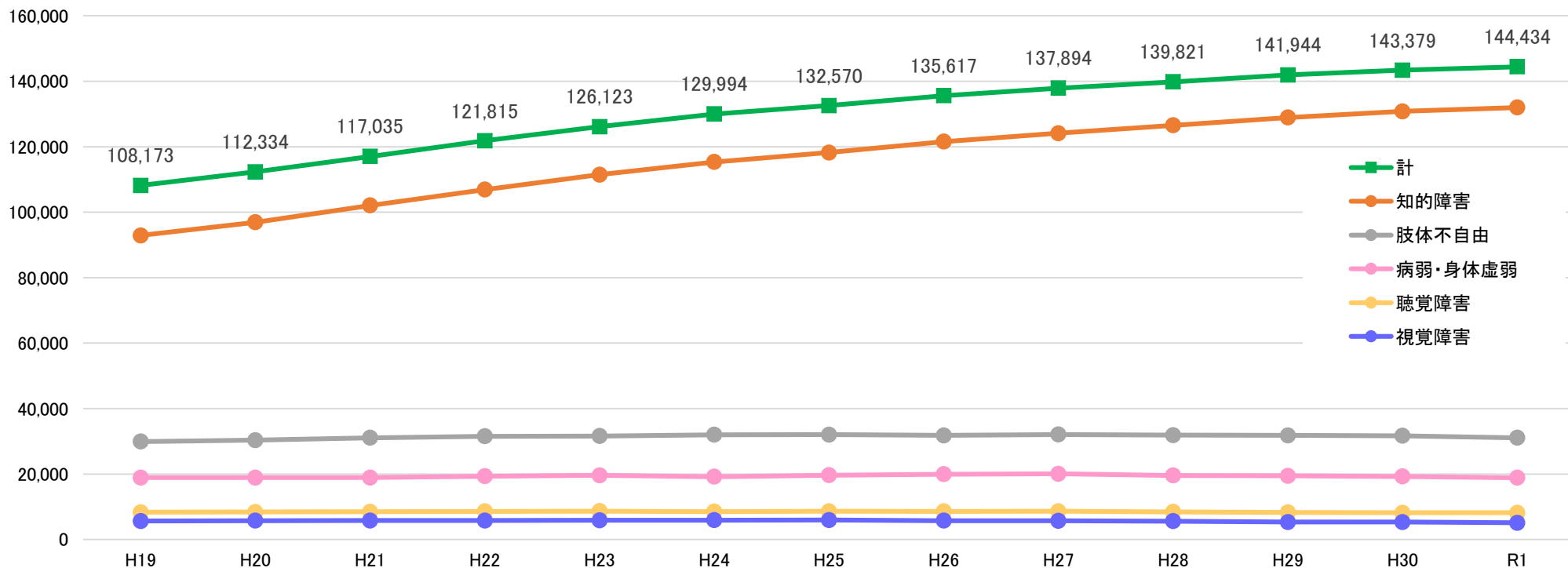
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

# 特別支援教育の動向（学校の児童生徒数・学校数の推移）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向。

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移



学校数 1,013校 1,026校 1,030校 1,039校 1,049校 1,059校 1,080校 1,096校 1,114校 1,125校 1,135校 1,141校 1,146校

## 【令和元年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	786	352	151	1,146
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,434

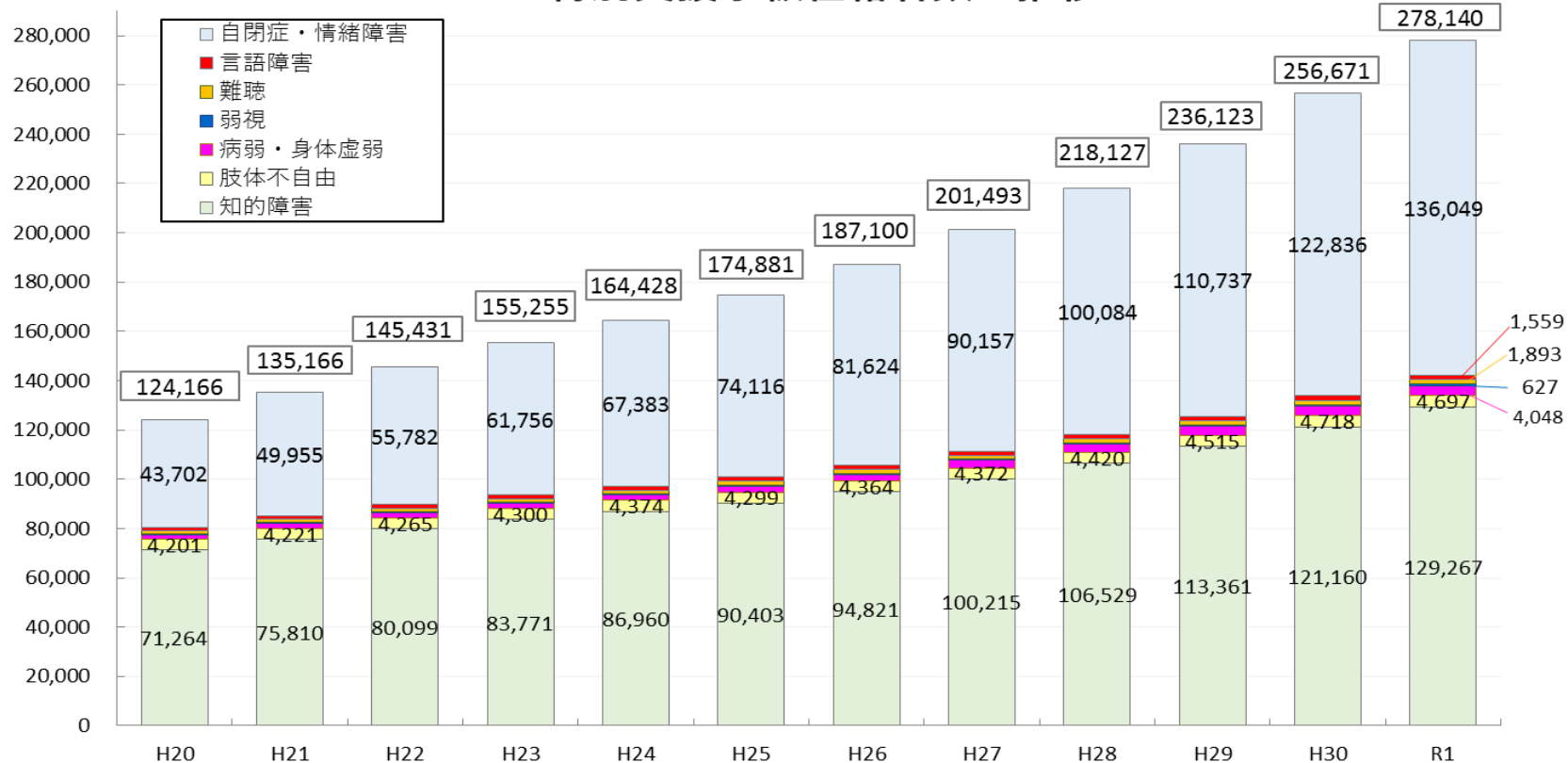
(出典)学校基本統計

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

# 特別支援教育の動向（特別支援学級の在籍者数の推移）

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向。

## 特別支援学級在籍者数の推移



### 【令和元年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計	小中学校等全体※
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655	394,212
在籍者数	129,267	4,697	4,048	627	1,893	1,559	136,049	278,140	9,643,935

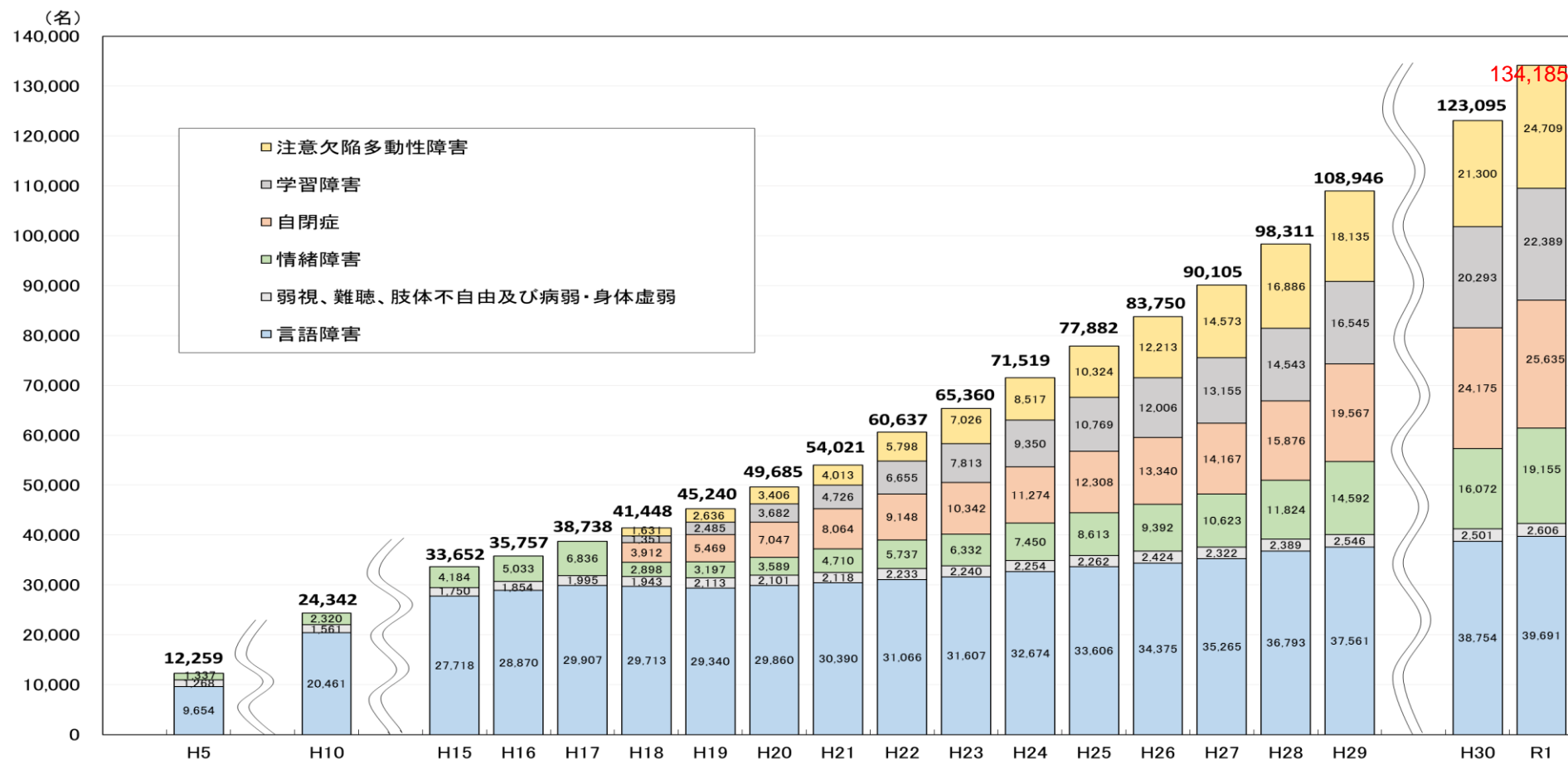
### 【参考】

(出典)学校基本調査  
 ※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学級を含む）・児童生徒数

# 特別支援教育の動向（通級による指導を受けている児童生徒数の推移）



通級による指導を受けている児童生徒数は、増加傾向。



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

## 【令和元年度の状況】

	注意欠陥多動性障害	学習障害	自閉症	情緒障害	弱視、難聴、肢体不自由及び病弱・身体虚弱	言語障害	計
児童生徒数	24,709	22,389	25,635	19,155	2,606	39,691	134,185

(出典) 令和元年度通級による指導実施状況調査

## 【参考】

小中高等学校等全体※	12,827,956
------------	------------

(出典) 学校基本調査  
 ※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数

## 4 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究



- 近年、約8割の公立小中学校に特別支援学級設置され、在籍する児童生徒がこの10年間で倍増していることや、災害時には避難所となる学校施設の防災機能の強化にもつながること等から、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正された。本改正では、公立小中学校へのバリアフリー基準の義務付けが進められるなど、学校施設のバリアフリー化を一層推進することが求められている。
- このような状況を踏まえ、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化の推進方策等について検討する。